

奨学金返済支援事業について

町外からの移住・定住を促進するとともに、奨学金を利用して進学した方が大空町に居住し、就労しやすい環境を整えるため、奨学金の返済に要した費用の一部を支援します。

◎助成の対象者

次のすべての条件を満たす方

- ・奨学金を受け、大学等に進学し、卒業した方
- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までに奨学金の返済を行い、返済に滞納がない方
- ・令和7年4月1日時点で40歳未満の方
- ・令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入が350万円未満または所得が236万円未満の方
- ・令和7年5月1日時点において、1年以上継続して大空町に居住していた方で、今後も1年以上居住する見込みの方
- ・令和5年度または令和6年度に町内の事業所等に新たに就業した方で、今後も1年以上従業する見込みの方

◎対象となる奨学金

- ・大空町奨学金貸付条例による奨学金（大空町奨学金）
- ・独立行政法人日本学生支援機構による奨学金（支援機構奨学金）
- ・公益財団法人北海道高等学校奨学会による奨学金（北海道高校奨学金）
- ・他の地方公共団体が貸付を行った奨学金

◎助成金額

- ・返済した奨学金の返済額の2/3以内で、20万円を限度
- ・大空町奨学金貸付条例による奨学金を含む複数の奨学金の返済を行っている場合は、25万円を限度
- ・補助を受けられる回数は、5回（5年間）まで

◎申請方法

教育委員会で配布する申請書に大学等の卒業証明書の写し、住民票、前年度の返済額が確認できる書類、前年度の収入または所得が確認できる書類を添えて申請してください。

【問合せ】

生涯学習課学校教育グループ電話 0152-66-2805